

公 告

「災害時における河川災害緊急対策業務（工事）に関する協定」の公募について

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定締結を希望する者は、下記により参加資格確認申請資料を作成し提出をお願いします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

令和6年2月16日

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所長
佐 近 裕 之

記

1. 協定の概要

(1) 名称 「災害時における河川災害緊急対策業務（工事）に関する協定」

(2) 協定の目的

国土交通省常陸河川国道事務所（以下「事務所」という。）が管理する河川管理施設等において、災害の発生の恐れがある場合及び災害の緊急対策の必要性が生じた場合に、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を目的とします。

(3) 協定内容 協定書及び協定区間は下記のとおり

- ・協定書 別冊のとおり
 - ・協定区間 一級河川久慈川水系、一級河川那珂川水系
2. (4) ①～⑤の出張所管内（別図参照）

(4) 協定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日

2. 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事又は維持修繕工事のいずれかに認定されている者であること。（（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始

- の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定をうけていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加資格確認申請資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 下記の協定締結予定区間の近隣市町村に建設業法に基づく本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。
- ① 久慈川下流出張所管理区間
（久慈川：河口～12.0k、里川：久慈川合流点～9.5k）
近隣市町村
茨城県
水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村
- ② 久慈川上流出張所管理区間
（久慈川：12.0k～31.0k、山田川：久慈川合流点～12.0k、玉川：久慈川合流点～1.8k）
近隣市町村
茨城県
水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町
- ③ 水戸出張所管理区間
（那珂川：河口～19.0k、湍沼川：那珂川合流点～8.0k、桜川：那珂川合流点～5.2k）
近隣市町村
茨城県
水戸市、日立市、石岡市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村
- ④ 那珂出張所管理区間
（那珂川本川：19.0k～46.5k、藤井川：那珂川合流点～1.8k）
近隣市町村
茨城県
水戸市、日立市、石岡市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町
- ⑤ 那珂川上流出張所管理区間
（那珂川：46.5k～85.5k）
近隣市町村
栃木県

宇都宮市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

- (6) 平成20年4月1日以降に、関東地方整備局管内（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県、長野県）で、元請けとして完成・引渡しが完了した河川工事の施工実績（5百万円以上）を有すること（ここでいう河川とは1級河川、2級河川、準用河川であること）。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ河川工事の施工実績として認める。

- (7) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、一般土木工事及び維持修繕工事における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (8) 出勤要請時に、技術者（1級又は2級土木施工管理技士の資格を保有し監督できる者）の確保が出来ること。また作業員、オペレータの各人員の確保（合計で2人以上確保出来ること）が出来ること。
- (9) 出勤要請時に、バックホウ(0.45 m³以上)及びトラック（2t以上、ダンプトラックを含む）の両方を確保出来ること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でもよい。

3. 参加資格確認申請資料の作成及び提出に関する留意事項

- (1) 参加資格確認申請資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 協定締結の希望区間及び拠点となる本店、支	①協定締結を希望する出張所管理区間（複数可とし希望順位をつける）を記載すること。

<p>店又は営業所の所在地 (様式-2)</p>	<p>②拠点は建設業法に基づく本店、支店又は営業所のうちいずれか1箇所とするが、希望する区間が複数の場合はそれぞれ拠点が異なってもよい。</p>
<p>2) 河川工事の施工実績 ※施工実績が無い場合は協定を締結しない。 (様式-3)</p>	<p>①平成20年4月1日以降に、関東地方整備局管内(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県、長野県)で、元請けとして完成・引渡し完了した河川工事の施工実績(5百万円以上)のうち代表的なものを1件記載する(ここでいう河川とは1級河川、2級河川、準用河川であること)。 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事(地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知の記4. 成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ河川工事の施工実績として認める。 ②工事名、評定点、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他 工事概要を記載すること。 ③施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、CORINSの写しを提出することで替えることができる。</p>
<p>3) 出勤要請時の人員配置 ※動員の体制が不明確な場合は協定を締結しない。 ※締結時に緊急時の優先連絡先の提出を求める。 (様式-4)</p>	<p>①出勤要請時に、動員可能な技術者(1級又は2級土木施工管理技士の資格を保有し監督できる者)、作業員、オペレータの人員の状況を記載すること。 ※作業員及びオペレータ人員は、自社及び協力会社により手配可能人員数とするが、協定期間中に早急な要請の必要が生じ、他の重複協定により人員がさかれた場合においても確保が可能な最低確保人員数についても記載すること。なお、オペレータと作業員が兼務する場合は、重複して計上してよいが、その際は合計で2人以上確保</p>

	<p>すること。</p> <p>※協力会社の職員を登録する場合は、貴社と協力会社の関係を証明できる書類の写しを添付すること。</p>
<p>4) 出勤要請時に確保可能な建設機械の状況 (様式-5)</p>	<p>①出勤要請時に確保可能な建設機械の手配状況を記載すること。</p> <p>②対象とする機械は、移動式クレーン(4.9t吊り以上)、バックホウ(0.45m³以上)、トラック(2t以上、ダンプトラックを含む)とする。なお、バックホウ(0.45m³以上)及び・トラック(2t以上、ダンプトラックを含む)の両方を確保できない場合は協定を締結しない。</p> <p>③記載内容は、建設機械毎に名称、規格、数量、所有者(自社・協力会社・リースの別)保管場所の住所を記入すること。また他機関と要請が重なった場合でも、確実に確保できるものを記載すること。</p> <p>※協定期間中、継続的に確保できるものに限る。</p>
<p>5) 災害緊急対策に関する協定の締結状況 (様式-6)</p>	<p>①令和6年3月4日時点における行政機関との災害緊急対策に関する協定について全て記載すること。</p> <p>※令和6年3月4日時点で申請している行政機関との災害緊急対策に関する協定についても記載すること。</p> <p>※ここで言う行政機関とは、関東地方整備局、関東地方整備局内の事務所、他の国の機関、独立行政法人、県、市町村、公益法人を言う。</p>

(2) 参加資格確認申請資料の提出

- 1) 様式を国土交通省常陸河川国道事務所のホームページ(※)からよりダウンロードにより、入手すること。

※HPアドレス <https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi01200.html>

- 2) 参加資格確認申請資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参又は郵送(書留郵便等配達確認ができるもので受付期間の消印有効)すること。

・受付期間：令和6年2月16日(金)から令和6年3月4日(月)迄の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分までとする。

・受付場所：関東地方整備局 常陸河川国道事務所 河川管理課

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

TEL：029-240-4071

FAX：029-240-4087

(担当：河川管理課 井能、四ッ谷)

- 3) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。

(頁の例：1/〇〇~〇〇/〇〇)

- 4) 提出資料と合わせて、資料のデータを電子媒体(CD、DVDのいずれか)で提出すること。尚、様式1~6については、1)でダウンロードしたワードもしくはエク

セルフファイルに入力した状態のもので、図面や証明書類等の添付資料は PDF ファイルで提出すること。なお、提出の際は必ずウイルス対策を実施した上で提出すること。

4. 協定締結の選定に関する事項

(1) 協定締結の方法

- 1) 協定は、提出された参加資格確認申請資料を基に協定締結の選定を行う。
 なお、参加資格確認申請資料に欠落がある場合は、協定締結の対象外となる場合がある。

(資格審査項目)

- ①建設業法に基づく本店、支店又は営業所の所在地
- ②河川工事の施工実績
- ③出勤要請時の人員配置
- ④出勤要請時に確保可能な建設機械の状況

2) 参加資格確認申請資料の評価方法

評価項目	評価基準		評価点
①所在地 ※建設業法に基づく本店、支店又は、営業所のいずれかを、協定締結予定区間の近隣市町村に有していること。	近隣市町村でない。		欠格
②河川工事の施工実績	実績無し		欠格
③出勤要請時の人員配置 (最低確保人員で評価)	技術者	配置できない	欠格
	作業員	配置できない	欠格
	オペレータ	配置できない	欠格
④出勤要請時に確保可能な建設機械	バックホウ (0.45m ³ 以上)	なし	欠格
	トラック 2t 車以上、(ダンプトラックも含む)	なし	欠格

※なお協定締結区間の希望に添えない場合は、ヒアリングを実施の上、協定締結区間を決定する場合がある。

5. 非締結に関する事項

- (1) 参加資格確認申請資料を提出した者のうち協定を締結しなかった者に対しては、締結しなかった理由(非締結理由)を書面をもって、常陸河川国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により、常陸河川国道事務所長に対して、非締結理由の説明を求めることができる。

(3) (2) の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

- ・ 受付場所：関東地方整備局 常陸河川国道事務所 河川管理課
〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2
TEL：029-240-4071
FAX：029-240-4087
(担当：河川管理課 井能、四ッ谷)

- ・ 受付時間：土、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。

(4) (2) の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(5) (2) の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

6. 留意事項

(1) 参加資格確認申請資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された参加資格確認申請資料は、協定締結技術審査以外の目的で、提出者に無断で使用しない。

(3) 参加資格確認申請資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。

(4) 本公募により協定締結を行う者の常陸河川国道事務所「災害時における河川災害緊急復旧業務(工事)に関する協定」の優先順位は、2.(4)協定締結予定区間毎に希望のあった者の中で、3.(1)提出資料のうち、緊急時の拠点对応を要する区間に近い順とする。

(5) 提出期限日以降の参加資格確認申請資料の差し替え再提出は認めない。

(6) 提出された参加資格確認申請資料は返却しない。

(7) 様式を含む本資料は、参加資格確認申請資料作成以外の目的で使用しない。

(8) 参加資格確認申請資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの参加資格確認申請資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせに応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

関東地方整備局 常陸河川国道事務所 河川管理課

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

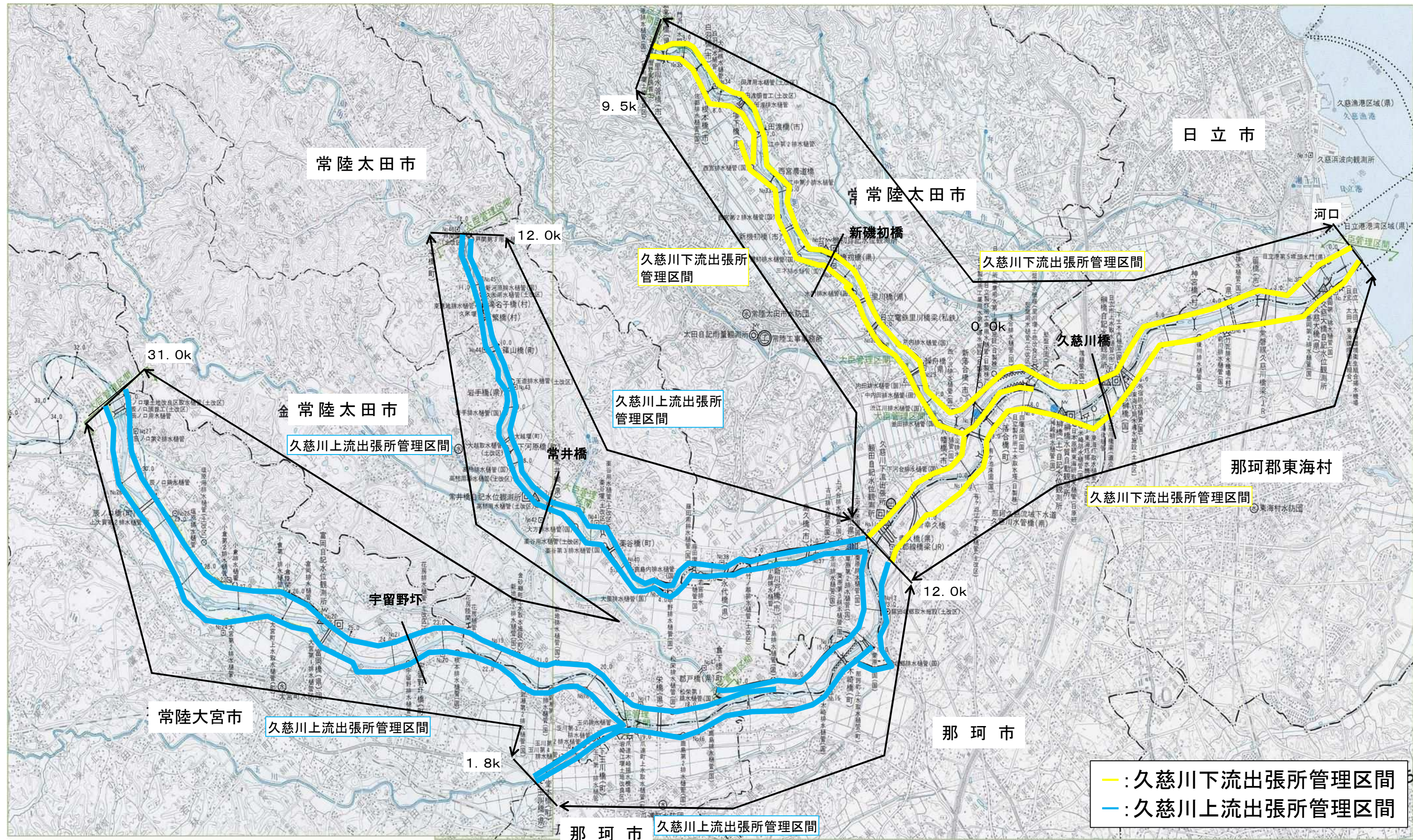
TEL：029-240-4071

FAX：029-240-4087

(担当：河川管理課 井能、四ッ谷)

災害時における河川災害緊急対策業務（工事）に関する協定区間【久慈川】

別図



災害時における河川災害緊急対策業務(工事)に関する協定区間【那珂川】

別図

